

事例別マニュアル



□ 重大事案発生時の基本的な対応

<重大少年事件、児童生徒の死亡等>

対応のポイント

- ① 起きたことで非難されるよりも、対応の在り方が問題視される傾向が強い。
- ② 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 躊躇なく教育委員会、関係機関へ支援を求める
- ④ 児童生徒・保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 全国CRT提供の「学校危機対応教職員ハンドブック」を活用する。

初 期 対 応

① 管理職への速報及び情報管理

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
- 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）。
- 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。

② 状況把握

- 校長の確認
 - ・出張等の場合は、現場に直行しながら教頭等と連絡を取り合い、詳細を確認する。
- 現場の保存
 - ・警察による現場検証のため、片付け・清掃などはしない。
 - ・状況によっては、現場を隠したり、立て札で近づかないようにしたりするなど配慮する。

③ 管理職または管理職の指示を受けた教職員による連絡・指示

- 負傷者等への対応及び119番通報
 - ・携帯電話からの通報は、他地域の消防にかかることがあるため、必ず現場の市町名を最初に言う。他地域の消防にかかった場合、転送されるため、電話を切らないようにする。
 - ・現場では、できる限りの応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AED使用等）を施す。
 - ・救急車には、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添い、管理職へ状況を報告する。
 - ・誰がどこの病院へ搬送されたかを記録し、一覧表を作る。
- 110番通報
- 全教職員への連絡・指示
 - ・児童生徒の生命の安全を守ることを最優先に行動する。
- 児童生徒への連絡・指示及び児童生徒の確認
 - ・担任・授業担当者・全校放送等により集合（避難）場所を連絡する。
 - ・集合後、児童生徒の確認は、名票等を用い確実にチェックする。
- 教育委員会へ速報・支援要請、事案に応じてCRTの派遣を要請（この項末を参照）
- 該当児童生徒の保護者への連絡
 - ・事実を正確に伝えるとともに、搬送病院名等の情報を連絡する。
- PTA会長、同窓会長、地域の関係者等への連絡

危機に当たった際の校長の行動・姿勢

- 陣 頭 指 揮：強力なリーダーシップを発揮し、陣頭に立って指示を出す。
- 決 断 力：「不決断」は「誤判断」よりも悪いことがある。
- 大胆にして細心：解決への積極的な行動とともに、緻密な思慮が必要である。
- 泰 然 自 若：緊急事態にあっても、顔を上げ、落ち着いて自然な動作で行動することが、教職員・児童生徒に安心感を与える。

④ 具体的な対応

- 対策本部（校長室）の設置及び緊急対策会議
 - ・全校集会・緊急保護者会開催、休校措置・学校再開時期の決定等について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・状況の共通理解を図る。
 - ・具体的な対応策の共通理解と役割分担の確認等を行う。
 - ・学校外との対応の窓口を一本化し、教職員が、自己の判断で学校外へ情報を伝えないことを確認・徹底する。
- 児童生徒への説明・指導
 - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
 - ・憶測やうわさ・デマが広がり、二次被害が生じる可能性があるため、早急に実施する。
 - ・座った状態で、事実を正確に、短時間（20分以内）で、年齢に応じた言い方で伝える。
 - ・学級単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に打合せを行う。
 - ・必要に応じて（夏季の場合熱中症防止、極度の緊張や恐怖等の混乱状態の鎮静化など）、ペットボトル飲料等飲み物の準備について考慮する。
 - ・必要に応じて、各家庭への連絡、迎え依頼等の配慮をした上で、下校措置をとる。

留意事項

<全校集会を実施する場合>

- ・緊急時の校長のメッセージは重要である。簡単な事実説明とともに学校の取組姿勢をしっかりと示すことが、児童生徒の安心感につながる。どんな言葉を使ったかではなく、どんな気持ちで語ったかが重要である。悲しみや苦しみ、辛さは表に出した方がよい。
- ・児童生徒の出席は強制しない。出席したくない（できない）児童生徒を把握するとともに、待機場所（保健室等）を設け、教職員が必ず付き添う。甘い食べ物・飲み物等の用意も考慮する。

<校内放送で実施する場合>

- ・学級ごとの実施であり、しかも校長のメッセージを直接伝える方法として、校内放送の利用がある。黙祷があれば、それも含めて5分以内の短時間で実施する。
- ・校長が話している最中、各担任は、児童生徒の様子をよく観察し、状況を確認する。
- ・事前指導：校長から大切な話があることを伝え、緊張しないで落ち着いて聞くように伝える。
- ・事後指導：校長の話が終わった時、気分の悪くなった児童生徒が出た場合、養護教諭と連携する。学年に応じた補足説明をする場合は事前に協議しておく。

<学級ごとに実施する場合>

- ・教職員は、「辛い」「悲しい」など自分の感情を率直に表現し、児童生徒にも自分の感情を表現してもよいことを伝える。感情の表出を許すことによって、児童生徒はより早く正常な状態に戻れるようになる。
- ※ 発生初期には、説明等を全校などの大きな集団で実施すると、様々な反応やパニックが発生し、收拾がつかなくなる可能性がある。このため、学級単位等の小さな集団で実施することが望ましい（年齢差が大きい小学校では、特に留意が必要）。

□ 保護者への連絡・説明

- ・全保護者へ、その日のうち（できれば報道発表前）に連絡する。
- ・保護者向け文書を作成する（事案の概要、児童生徒の様子、学校の思い、家庭での留意事項、緊急保護者会の案内、相談窓口等）。
- ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
- ・保護者用パンフレット「こころだってケガをすることがあるんだよ」を配付する。
【「重大事案－5」参照】
- ・学校全体・当該学年・当該学級・当該部活動等、対象を決定し緊急保護者会を開催する。
【「緊急保護者会」参照】

<「急を要する場合の電話による保護者会開催案内」例>

「突然、連絡させていただきまして申し訳ございません。実は、本校生徒に関わることで、保護者の皆様に御連絡しなければならなかったことができました。急な話で申し訳ございませんが、本日、午後〇時から、本校体育館で、緊急保護者会を開催しますので、可能な限り御出席いただきますようお願いいたします。なお、運動場を駐車場として準備しております。」

□ 電話・来校者への対応【「保護者対応」参照】

- ・応答文案を作成する。
- ・対応窓口を一本化する。
- ・詳細に記録する（日時、場所、名前、学校との関係、内容等）。

□ クレーム電話等への対応

- ・事案によっては、クレーム等の電話がある。対応窓口で電話をつないで、最初に相手の氏名を確認する。匿名の場合でも真摯な態度で傾聴し、公表できる事実を冷静にきちんと伝える。

□ 報道機関への対応【「報道対応」参照】

□ 周囲の学校との連携

- ・周囲の学校の児童生徒、保護者の間に憶測やうわさ、デマ等が広がらないように、校長は、周囲の学校の校長に正確な情報を提供し、協力を要請する。

初 期 ・ 中 期 対 応

⑤ 心のケア

□ スクールカウンセラー等派遣要請（「学校メンタルサポート事業」を活用）

- ・カウンセリング・家庭訪問・電話相談等を通じて、児童生徒・保護者・教職員の心のケアに努め、二次被害を防止する。

□ 心のケアに係る説明の実施（緊急保護者会開催時、教職員向け等）

□ 心のケアに係る資料作成・配付（児童生徒向け、保護者向け、教職員向け等）

留意事項

- ・子どもたちが、大きな事件の中でも平然としていること自体、すでに無理をしていることになる。「そっとしておこう。」とすることはよいが、言いたい子どもに対して言わないようにという指導は、言いたいことを言えなくする可能性がある。溜め込むと屈折するので、吐き出させる必要もある。
- ・学級で話をするときには、辛い思いをしている人がいるので、その人の思いに合わせることを原則であることを伝える。
- ・気持ちや体に変化の出てきた子どもに対しては、そのことは当然であり、自分で抱え込まずに、相談することが大切であることを伝える。
- ・教職員自身の思いを子どもたちに対して出さず構わない。教職員も辛く、悩んでいることを率直に伝えることが、子どもの安心感につながり、教職員と子どもの距離感が縮まることもある。

⑥ 死への対応

- 学級等における説明・話し合いに際しての留意事項
 - ・静かに、そして率直な態度で、児童生徒と死の意味や影響について話し合う。その際、気分が悪くなったら遠慮無く申し出ることを伝えておく。
 - ・様々な感情表出を促す。
 - ・不必要なことを詳細にわたって話すことはしないが、質問には真摯に答えるよう努める。
 - ・死者の残した品や思い出について話し合うことも大切である。
 - ・宗教的な言葉は避けるようにする。一方、児童生徒個人の様々な信仰等を認めることも大切である。
- 保護者宛通信文の配付
 - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
 - ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さを記載する。
 - ・援助機関や相談電話のリストを掲載する。
 - ・カウンセリングの有効性を説明する。
- 葬儀への参加
 - ・参加の連絡範囲・規模等について、当該児童生徒の保護者の希望や了解を事前にとる。
 - ・葬儀への出欠席の選択は、あくまでも児童生徒自身が決める。
 - ・参加する児童生徒には、葬儀のエチケット等を事前に指導する。
- その他
 - ・遺族の思いに十分配慮し、「不幸中の幸い」「幸いにも」等の言葉は絶対に使わない。

自殺への対応

- ・自殺現場の様子や自殺の手段等についての詳細は、絶対に話さない。
- ・死を美化しない。心情に共感すると誘発を招くことがある。
- ・配慮を要する児童生徒に十分注意を払い、後追い自殺やその他の二次被害を防ぐ。

⑦ その他

- 臨時休校後の学校再開
 - ・安心・安全な登下校について、十分配慮する。
 - ・教職員が校門等で迎える。
 - ・事案発生場所の整備、代替教室の決定等、平常授業再開に向けた環境整備を行う。
- 当該保護者（遺族）への対応
 - ・誠意ある継続的な対応・支援を行う（家庭訪問、援助機関の紹介、法要への出席等）。

山口県CRTの派遣について

- 派遣目的：特定個人・家庭の被害ではなく、衝撃がクラスや学校全体に波及し、児童・生徒の多くにトラウマ（心的外傷）を生じかねないような事故・事件等が発生した場合に学校に駆けつける「こころのレスキュー隊」。
- 派遣対象の事案：type I 学校危機で、原則として衝撃度Ⅲ弱以上（下表参照）の事案
（教職員の不祥事や数日経ってからの依頼などは対象外）
- 対象校：県内公立・国立・私立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校
- 派遣依頼先：CRT情報センター **0835-26-1152**（防府：海北園内）（不酬：0835-22-2044）
公立学校の場合は、教育委員会を通じて派遣を依頼する。

◆表 type I 学校危機の衝撃度

事件規模	衝撃度	事 案 例	◎学校管理下	○学校管理外
大 規 模	VI	◎北オセアチア共和国学校テロ		
	V	◎大阪池田小事件		
中 規 模	IV	◎佐世保市の小6殺害事件	◎高校爆発物事件、数十人救急搬送	
	III強	◎校内で子どもが自殺。遭遇数人以上	◎校内プールで水死。遭遇多数	
	III弱	◎通学中子どもが交通事故死、遭遇数人	○親子心中事件	
小 規 模	II	○自宅で子どもが自殺	○数人の子どもの水遊び中に1人水死	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で子どもが死亡		

※「遭遇」は子どもが事件そのものや遺体、鮮血などを間近に見たり、実際に対応したり、あやうく難を逃れた場合を言う。遠くからの目撃ではない。

山口県CRTWebページから <http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/guidebook/CRTaken.pdf>



自己責任と少年法の改正のポイント

平成13年4月1日から改正少年法が施行された。特に、重要な改正点の一つとして、それまでは刑事処分が科せられるのは16歳以上の少年に限られていたものが、14歳以上16歳未満の少年も対象とされるようになったという点である。また、16歳以上の少年が、殺人・傷害致死・強盗致死等の故意の犯罪により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官に送致（逆送）されることが原則とされた。

こうした法改正を受けて、子どもたちの健全な成長を図るための児童生徒や保護者等への主な指導助言としては、次のような事項が挙げられる。

■ 年齢区分の見直し

刑事処分の対象年齢の下限が14歳まで引き下げられ、少年の社会生活における責任の自覚が一層求められる。

■ 凶悪重大犯罪を犯した少年（16歳以上）に対する処分の見直し

故意に人を死亡させる行為は、反社会性・反倫理性の高い、重大な罪を犯したものとして、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示。

■ 家庭裁判所等の保護者への適切な措置の明文化

少年の再非行防止の観点から、家庭裁判所が保護者に対して訓戒・指導その他適切な措置をとることができることを明文で規定。

我が国の法律では、現在、刑事責任年齢を満14歳以上と定めている。しかし、これは刑法上の罪であるので、それ以下の年齢でも民事上の責任能力が認められることもある（民法712条）し、また、保護者には保護者本人の不法行為責任や、監督責任（民法714条）が認められることもある。

また、道徳的な自立や責任は、小学校でも求められるものであり、自制・自立、義務や責任といった基本的な態度や能力は、義務教育段階から、その発達段階に応じてしっかりと学んでいくことが大切である。

<国立教育政策研究所生徒指導研究センター

「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～」2006年>



重大な少年事件の前兆行動等

以下の前兆行動が見られるからといって、少年事件を起こすとは限らず、偏見や誤解が生じないように十分配慮する必要がある。ただ、以下の行動が見られる時には、教職員をはじめとした周囲の大人たちは、特に子どもを注意深く見守る必要がある。

ア 犯行類似行動（暴行や脅迫等から重大犯罪にエスカレートする）

イ 犯行準備行動（犯行実験、犯行計画メモ又は犯行予告文）

ウ 友人やインターネットでの犯行のほめかし

エ 周囲から見て常軌を逸している特異・不審な行動

オ 周囲への相談や日記での悩みの表現

カ 凶器の収集・携帯・使用

キ 動物虐待

ク リストカット等の自傷行為

ケ 暴力的なゲームやビデオ又は本・雑誌等へののめり込み

<文部科学省・警察庁

「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

危機時のストレス反応

生死に関わるような深刻な危機ほど、被害者の心に大きな傷を残す可能性が高い。危機への対応を万全に行えば、その傷は最小限に食い止められ、被害者は癒される。しかし、心のケアが十分になされずに放置されると、トラウマ（心の傷）が生じ、心理的障害を引き起こす危険性が高い。PTSD（心的外傷後ストレス障害）がそれである。

- ① 睡眠障害
過覚醒、夜が怖い、暗闇が怖い、一人で寝られない、悪夢、夜驚^{やきよう}等
- ② 食欲障害
食欲不振、過食^{おうと}、嘔吐^{おうと}等
- ③ 退行的行動
幼稚化、甘え、指しゃぶり、身体接触、夜尿、短気、反抗、暴力等
- ④ 心身症
頭痛、発疹、腸障害、便秘、喘息^{ぜんそく}、無月経・月経困難、心気症等
- ⑤ 学校への不適応症状
不登校、無関心、無気力、集中力の欠如、仲間からの引きこもり、日課を課すことの困難、学習拒否、暴力等

＜上地安昭 「教師のための学校危機対応実践マニュアル」2003年＞

心の傷を広げないために（二次被害の防止）

被害者が更に傷つく身近な人の言葉や態度

- 教職員の言葉
「どうしてそこに行ったの。」（性犯罪被害にあった少女に）
「泣かないで、頑張るのよ。」（親を亡くした子どもへ）
「気にしすぎ。」「考えすぎ。」（いじめ被害を訴えた親へ）
- 家族の言葉
「いじめなんか、あなたが弱いからでしょ。」（いじめ被害）
- 知人や友人の言葉
「元氣そうでよかった。」（家族を殺害された人へ）
「もっと頑張らないと。」「そんなに頑張らないで。」
「早く忘れなさい。」
「もっとひどい被害にあった人がいるんだから。」
「御両親が一番辛いですね。」（亡くなった方の兄弟へ）
「（亡くなった子の他に）兄弟がいてよかったね。」
- 周りの人の態度
・哀れみの視線 ・いわれなき偏見 ・興味本位の話しかけ ・うわさを流す

＜大久保恵美子 「犯罪被害者支援の軌跡」2001年＞

こころだってケガをすることがあるんだよ

(保護者のみなさまへ)

子どもが自分や他人の生命に関わるような衝撃的な出来事を体験したり、目撃した直後には、心と身体にいろいろな反応や症状が出る場合があります。これらは「衝撃的な出来事へのごく自然な反応や症状」であり、その多くは一時的なものです。しかし、その出来事が子どもにとってあまりにつらかったり、また、適切な対応を受けていない場合には、反応が長引いたり、症状をこじらせてしまう場合があります。

このリーフレットは、命に関わる衝撃的な出来事によって、子どもの心と身体にどのような変化が起こるのか、そして、親として基本的にどう接してあげるとよいのかなどを説明したものです

こころとからだにおこること

小学校高学年用（4～6年生用）

遊び・勉強

- 遊びや勉強、好きだったことに集中できない

食べる・寝る

- 食欲がない
- なかなか眠れない

からだ

- 頭が痛い
- お腹が痛い
- 体がしんどい

ピリピリ

- 物音にビクつく
- イライラする
- すぐに腹を立てる

赤ちゃん返り

- 一人でいるのをこわがる
- 幼い子のように甘える
- 一緒に寝たがる

ぼーっ

- ぼーっとしている
- 話をしなくなる

強がり

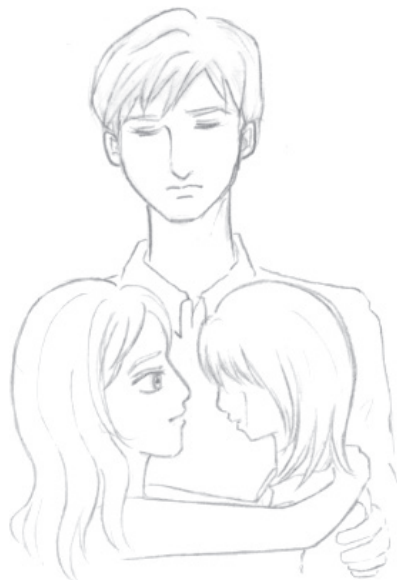
- まるで何もなかったかのように普段通りふるまう
- 急にはしゃぎだす

悲しみと怒り

- 自分を責める
- 他人を責める

こわい・不安

- こわがりになる
- 寝ているときにうなされる
- こわい夢を見てとびおきる



※ これまで説明したことは、ほんの一部です。

心配なこと、困ったこと、分からないことがある時は、一人で悩まず、まず学校に相談してください。

まずは、周囲の大人が落ち着いていること

まわりの大人が落ち着いて子どもに接してあげると、子どもも落ち着きを取り戻してきます。しかし、大人が自分の気持ちを押しつけていると、子どもはそれを真似してしまい、自分のつらい気持ちを表さなくなります。親も、「私は、今こんなふうに感じているよ」と、子どもにわかる言葉で説明して、いろんなことを感じて良いのだと教えてあげてください。

また、子どもから衝撃的な話を聞くと、親のほうに耐えられなくなることもあります。そのような場合は、親自身が誰か身近な人に話を聞いてもらうことも必要です。それでもつらい時には専門職に助けを求めましょう。

話す？ 話さない？ 子どもが話そうとしている時は、しっかり聴いてあげましょう

子どもは何度も同じ話を繰り返すかもしれませんが、話すことで頭の中が整理されるので、その度に聴いてあげてください。もちろん話したがるらない子どももいますから、その時には無理に聞き出そうとせず、「話したくなったらいつでも聞くからね」と伝えてあげてください。

正確な情報 情報は正確に伝え、うわさはやめましょう

事実を子どもにどう伝えるべきかは悩むところです。きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって子どもを不安にさせてしまいます。悩むときは、学校からの「お知らせ」も参考にしてください。

からだの手当 体の症状を訴えている時は、体への手当をしてあげましょう

体の症状の治療のために病院に連れて行くことが大切です。苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を子どもに与えます。

ひとりぼっちにしない そばにいてあげましょう

小さい子のように甘えて一人になりたがらないときは、つきはなさないで、できるだけそばにいてあげてください。甘えることで心がいやさされるので、そうしているうちに、たいていは徐々に落ち着いてきます。しばらくは、幼い子のつもりで接してみてください。

子どもをしからない 強がっていても不安でいっぱいです

まるで何事もなかったかのように普通にふるまったり、逆にはしゃぐのを見て、驚かされることがあります。これは、悲しみやショックを子どもの小さな心で受け止めることができずに、それを打ち消そうと必死で抵抗していることの表れです。本当は不安でいっぱいなのです。「悲しいね」などと気持ちを代弁してあげてください。いい言葉が見つからないときは、手を握ったり、背中をさすったりするなど、やさしく接してあげましょう。

ふだんの生活 日常生活を保つことも大切です

予期せぬ出来事を体験すると、目に映る世界がそれまでとは違って見えてきます。だから、学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活を送れるようにしてあげてください。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることを続けてください。これは悲しみやショックを無視するということではありません。悲しみを中心にしながらも、日常生活を保つことで回復していく力を低下させないためです。もちろんあまりにショックが強くて日常生活を保つことができないこともありますので、その場合には専門職(カウンセラーや医療機関)に相談してください。こころの専門職による資料です。

<全国CRT標準化委員会 2011年>

(URL:<http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/free/free.html>)

※ 他に、「小学校低学年1～3年の保護者向け」「中学生・高校生の保護者向け」あり

□ 生徒間暴力・対人暴力

対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応し、負傷者の救助を第一に、教職員の安全にも十分留意する。
- ② 興奮状態にある児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
【傷害（刑法第204条）、暴行（刑法第208条）など】
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する。【「学校から警察への連絡ガイドライン」参照】
- ⑦ いじめの可能性を考慮し、学校いじめ対策委員会の開催を検討する。

初 期 対 応

① 初 動 対 応

暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
 - ・周りの児童生徒を遠ざける。グループ同士なら分ける。
 - ・手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい。」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる。

負傷者への対応

- 負傷者の確認・救助・安全確保を第一に行う。
- 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確認する（判断は慎重に）。
 - 重度**・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
 - ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
 - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - 中度**・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
 - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - 軽度**・養護教諭等が処置し、経過を観察する。

同時進行

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭）。
- 被害・加害児童生徒の保護者への緊急連絡
 - ・病院に搬送された場合は、事件の概要及び病院名等を正確に伝える。
- 警察への通報
 - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
 - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 関係学校への連絡
 - ・関係者に他校の児童生徒がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。

② 事実確認

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

被害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
 - ・教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
 - ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
 - ・「暴力は絶対に許されない行為である。」（社会で許されない行為は、学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
 - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
 - ・発言中は、加害児童生徒の思いも傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の児童生徒・関係者等から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う。
 - ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。

③ 対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 被害児童生徒・保護者への対応・支援
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・高懲戒処分等の原案作成
- 小中出席停止の検討

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・高懲戒処分等の決定
- 小中出席停止の検討
- いじめ対策委員会開催の検討

初期・中期対応

④ 児童生徒・保護者への対応

被害児童生徒への対応

- 病院等への見舞い
 - ・校長がいち早く出向く。
 - ・入院の場合、できるだけ毎日見舞う。（児童生徒・保護者の意向や精神的負担等を考慮する。）
- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・教職員が支えることを約束し、人間関係の回復に努めるよう促す。
 - ・仕返しも暴力行為であることを伝え、絶対にしないように伝える。
 - ・暴力を誘発するような行為を被害者側も認めた場合には、その問題点についても話し合い、気付かせる。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

被害児童生徒の保護者への対応

- 電話による概要説明
 - ・児童生徒が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
 - ・担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・加害児童生徒に対する学校の指導方針、全校児童生徒への指導内容等を説明する。
 - ・警察署への「被害届」の提出等について話し合う（要「診断書」）。

連携した対応・支援

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、養育や加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする。）
 - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

⑤ その他

- 全体指導
 - ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと謝罪の意を伝える。
- 関係機関等への連携・支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・家庭など児童生徒の置かれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
 - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→P T A、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
 - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
 - ・小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
 - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんする。」等
 - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
 - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・ 毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
 - ・ A F P Y などの人間関係づくりのプログラムの活用
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者、P T A との連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化

関係機関との連携

- 児童生徒の動向の把握
 - ・ 児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
 - ・ 近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
 - ・ 管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、J R 等の交通機関、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
 - ・ 訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

「告発義務」について

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うもので、文書でも口頭でも行うことができます。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破損、悪質なじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。

他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

＜文部科学省 「生徒指導提要」2010年＞

□ 対教師暴力

対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応し、対応教職員の安全にも十分留意する。
- ② 興奮状態にある加害児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
【傷害（刑法第204条）、暴力（刑法第208条）など】
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する。【「学校から警察への連絡ガイドライン」参照】

初 期 対 応

① 初 動 対 応

暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
 - ・ 周りの児童生徒を遠ざける。グループなら分ける。
 - ・ 手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・ 必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・ 現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる。

同時進行

負傷への対応

- 教職員の救助・安全確保を第一に行う。
- 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）。
 - 重度**・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
 - ・ 救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
 - ・ 付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - 中度**・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
 - ・ 付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - 軽度**・養護教諭等が処置し、経過を観察する。
- 「診断書」をとる。
- ・ 警察署への「被害届」提出の際に必要な

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
 - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。
- 警察への通報
 - ・ 学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- 教育委員会への速報・相談【「資料6」参照】
 - ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
 - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
 - ・ 警察への通報についての相談や、通報により保護者との軋轢が予想される場合等、教委と十分に連携して対応する。
- 加害児童生徒の保護者への緊急連絡

② 事実確認

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

被害教職員から聴取

- 管理職が行う。
 - ・加害児童生徒に対する日頃の指導状況等について聞き取る。
 - ・警察署への「被害届」の提出について判断する。

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担する）が、別室で行う。
 - ・「暴力は絶対許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
 - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
 - ・発言中は、加害児童生徒の思い（当該教職員との人間関係等）を傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の生徒・関係者等から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
 - ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。
 - ・現場にいた教職員からも聴取する。

③ 対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 被害教職員への対応・支援
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成
- **小中**出席停止の検討

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定
- **小中**出席停止の検討

初 期 ・ 中 期 対 応

④ 児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、

連携した対応・支援

加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。（できれば、被害教職員も同行する。）
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・暴力行為には毅然とした姿勢を示すが、これまでの指導や接し方等に原因や動機が認められる場合は、公平に接する。

振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。

- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害教職員に対して真に謝罪の気持ちをもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

- ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
- ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

⑤ その他

- 全体指導
 - ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと謝罪の意を伝える。
- 関係機関等への連携・支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
 - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→P T A、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
 - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
 - ・小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

中 期 ・ 長 期 対 応

未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 「学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
 - 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための校内研修・事例検討会の実施
 - ・学校危機対応演習資料（URL: <http://shien.ysn21.jp/contents/teacher/anzen/20120214001.html>）
- 保護者、P T Aとの連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化

規範意識の醸成に関する生徒指導体制

規範意識の醸成や校内規律に関する指導は、学級担任・ホームルーム担任だけでなく、全教職員の共通理解・共通行動に基づく協力体制を整えるとともに、外部の専門機関と連携した生徒指導体制の確立が求められています。

社会変化が著しい現代、家庭や地域社会においても「価値観の多様化」が進行しています。学校において生徒指導の運営方針を考えるに当たっては、これらの社会の動向に目を向け、一般社会と乖離しないような校内規律とすることが重要です。そして、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての生徒指導の方針や姿勢を外部に積極的に発信することが必要です。また、すべての問題を学校内だけで解決しようとはせずに家庭や地域社会に対して、児童生徒の健全育成についての働きかけをすることが求められています。

生徒指導の運営方針などを外部に積極的に発信していくためには、各学校の教育理念に基づいた教職員間の合意形成と指導の一貫性が必要です。具体的には、各学校種における児童生徒の発達の段階と実態に即した指導基準を明確にし、児童生徒及び保護者などに、入学後の早い段階に生徒指導の指導基準や校則などの周知徹底を図ることが重要です。

<文部科学省 「生徒指導提要」2010年>

児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ①

心のエネルギーの枯渇

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされて学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい。」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい。」というメッセージである。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ。」「がまんしなさい。」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦いの心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

教員が「安心感を与える。」「楽しさや充実感を感じさせる。」「よく認め、ほめる。」ことを通して児童生徒のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

<文部科学省 「生徒指導提要」2010年>

□ 器物損壊＜加害者が不明の場合＞

対応のポイント

- ① 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める。
- ② 管理職及び生徒指導主任は、直ちに現場を確認する。
- ③ 教育委員会へ速報するとともに、学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- ④ 学校生活に支障がある場合は、応急修理又は児童生徒が近づかないよう安全面の配慮をする。
- ⑤ 業者に依頼するなどして、できるだけ早く元の状態に戻す。

初 期 対 応

① 発見直後の対応

損壊現場の確認・保存と記録

- 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める。
 - ・足跡・指紋・遺留品等を保存するとともに、立ち入らない、触れない、動かさない。
 - ・児童生徒の通学や授業等の支障となる場合や危険が予想される場合は、最小限の応急修理を施すか、あるいは、張り紙や立て札等で近づかないよう配慮する。
 - ・児童生徒を誹謗中傷する内容の落書き等は、絶対に児童生徒の目に触れないよう隠す。
 - ・池の鯉・ウサギ・鳥などを殺傷したりする行為も「器物損壊罪」となる。
- 発見時の状況や損壊の程度など、写真等も用いて記録に残す。
- 他の教職員の協力を得て、現場以外にも被害がないか確認する。

連絡・通報等

- 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）。
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
 - 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任による現場確認
 - 関係者による緊急対策会議の開催
 - ・情報を集約し、警察への通報を判断する。
 - ・全校児童生徒への対応の在り方について協議する。
- ▼
- 警察への通報
 - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携の下、所轄警察署に連絡し、「被害届」を提出する。※ 原則として、報道発表の対象となる。
 - 教育委員会への速報【「資料6」参照】
 - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
 - 業者への連絡
 - ・自動販売機等が壊された場合は、業者へ連絡する。

緊急職員会議の開催

- 全教職員に対して事実を周知する。
- 児童生徒への伝え方・指導方法等について協議する。

② 警察による現場検証後の対応

全体指導

- 日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- 校内で器物損壊があったことについて、正確な情報提供に努める。
- 指導
 - ・「器物損壊は絶対に許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした態度を示す。
 - ・倫理観に基づいた行動の大切さを訴える指導を行う。
 - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。
- 調査
 - ・「犯人探し」が目的ではないが、関連の情報があれば、話しに来てほしいことを伝える。秘密は絶対に守ることを併せて伝える。

片付け・修理等

- 業者に依頼するなどして、一日も早く元の状態に戻す。
 - ・児童生徒を誹謗中傷する内容の落書きは、現場検証後直ちに消す。

損壊の程度が甚だしい場合

- 全保護者への周知
 - ・事実と問題点等について文書を配付する。
- （必要に応じて）緊急PTA役員会の開催

初 期 ・ 中 期 対 応

③ 加害児童生徒が申し出た場合の対応

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
 - ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
 - ・自ら申し出たことを評価する。
 - ・動機、事件に至るまでの経過、関係者等を詳細に聞き取る。
 - ・「絶対許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
 - ・家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。
 - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
 - ・発言中は、加害児童生徒の思いを傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。
 - ・「被害届」を出していれば、警察署と連携して対応する。

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

④ 児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、真に謝罪の気持ちをもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担
 - ・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
 - ・弁償責任についての理解を得る。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

⑤ その他

- 関係機関等への連携・支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
 - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→P T A、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
 - ・報道対応や心のケア等のための支援要請
 - ・**小中**「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

中 期 ・ 長 期 対 応

未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんする。」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
 - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者、P T Aとの連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化

割れ窓理論

「割れ窓理論」は、軽微な犯罪も軽微な段階から徹底的に取り締まる事で凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる、とする環境犯罪学上の理論で、アメリカで考案された。

「割れ窓理論」は、治安が悪化するまでには、次のような経過をたどるとしている。

- ① 一見無害な秩序違反行為が野放しにされる（例：建物の1枚の窓ガラスを割られたまま放置しておく。）と、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない。」というサインとなる。それによって、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、重大な犯罪が起こりやすい環境を作り出す。すると、
- ② 軽犯罪が起きるようになる。そして、
- ③ 住民の「体感治安」が低下し、秩序維持に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。しまいには、
- ④ 凶悪犯罪等が多発するようになる。

<文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

□ 学級崩壊＜周囲の教職員による支え＞

対応のポイント

- ① 情報収集に努め、できるだけ早期に学級や児童生徒の実態を把握する。
- ② 学級担任個人を非難するのではなく、学級崩壊を全校的な危機として捉え、組織的に支援する。
- ③ 教職員全体で、児童生徒の何気ない言動に注目し、褒めるなど、児童生徒が自信をもつような関わりを積み重ね、教職員と児童生徒の信頼関係の回復をめざす。
- ④ 学校をひらき、保護者や地域の協力を得るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家、関係機関との緊密な連携を図る。

いわゆる「学級崩壊」（学級がうまく機能しない状況）とは

子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合

（「学級経営研究会」（文部省より研究委嘱）による：2000年3月）

観察のポイント

＜第1段階＞

- 学級担任が話をしている時に私語が多くなる。
- 教室が汚れている（ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等）。

＜第2段階＞

- 学級担任の注意に従わない、反抗するといった状態が継続している。
- 休み時間が終わっても教室に入らない児童生徒がいる。

＜第3段階＞

- 授業中、頻繁に大声が聞こえたり、勝手に立ち歩いたりする様子が目立ち、授業が成り立たなくなっている。
- 学級担任が指導意欲を失い、教室に行くことが困難になる。

初 期 対 応

① 連絡及び状況等の把握

管理職（校長・教頭）・学年主任等への相談

- 当該学級の状況について、知り得た情報を客観的かつ正確に伝え、相談する。

状況等の把握

- 管理職・学年教職員等による学級の状況把握
 - ・どのような行動が問題になっているか。
 - ・そのような行動をとっている児童生徒は誰か、その中心は誰か。
 - ・中心となる児童生徒に同調しているのは誰か。
 - ・周囲の児童生徒の様子はどうか（学習機会は確保されているか）。
 - ・いつ、どんな時にそのような行動をとるか（他の教職員の授業でも同じか）。 等

抱え込んでしまった学級担任への対応

- ・本人は、「自分のせいでこうなってしまった。」と自分を責めている場合が多いので、同学年の教職員等で、つらい思いを共感的に聴く。
- ・学校全体の問題であり、全教職員で組織的に対応することを伝える。
- ・実際に起こっている場面に応じた具体的な対応方法について助言する。
- ・必要に応じて、カウンセラー等専門家にも支援を求める。
- ・状況によっては、体調を理由に休みを取るなどの方法も考慮する。

□ 留意事項

- ・管理職は、「学級担任一人の責任ではない。」ことを全教職員に告げ、「学級担任を全教職員でバックアップしていく。」ことを確認する。
- ・授業中に大声を上げる等の行動については、その言動の背景にある情緒不安定をもたらす要因などについて、関係機関との連携のもと、早期の段階で確認するよう努める。

② 原因等の分析と対応策の検討

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 学級担任自らの反省や児童生徒の不満等を整理する。
 - ・今後の対応のためにも、学級担任が自己点検し、自らの実践を多面的に整理しながら振り返ることが必要である。
 - ・ただし、学級担任の責任追及の場とならないよう、十分配慮する。
- 今後の対応策の検討と役割分担を行う。
- 学校側だけでなく、児童生徒自身の問題や家庭の教育方針等も検討する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・少年安全サポーター等の専門家、教育委員会等にも出席を依頼する。

初 期 ・ 中 期 対 応

③ 具体的な対応

教職員間の連携による対応

- 当該学級の授業の工夫・改善
 - ・分かりやすい授業、達成感のある授業づくりに努める。
 - ・ティーム・ティーチング等、教頭や教務主任を含めた他の教職員と連携した指導を行う。
 - ・学年での合同授業や交換授業等を、可能な限り組み込む。
 - ・状況に応じて教科担任制を導入するなど、より多くの教職員が学級に関わるようにする。
- 当該学級の児童生徒(特に中心となっている児童生徒)への指導・支援
 - ・学級担任以外の複数の教職員(養護教諭・教育相談担当等)が、教育相談を通して不満や悩みを理解し、指導を行う。
- 留意事項
 - ・学級担任と児童生徒の好ましい人間関係づくりを支援する。
 - ・当面の目標だけでなく、長期的な見通しを立てながら、具体的な対応策を考える。
 - ・状況の見極めや実践の振り返りは、管理職が中心となって組織的に行う。
 - ・サポートする教職員の授業時数や時間割等について、過度の負担とならないよう十分配慮する。

学級担任自身の対応

- 学級担任と児童生徒との話し合い
 - ・問題点の確認、改善の方針、教職員を含めた学級内の約束事の確認等を行う。
 - ・話し合いの場に、学年主任等が立ち会う。

保護者・PTAとの連携

- 臨時の授業参観・学級懇談会を開催し、現状説明、問題点の確認、具体的な対応策の提示、保護者への協力依頼等を行う。
- 定期的な授業参観を実施し、学校側の対応と児童生徒の変容を確認してもらう。

↓
保護者の不安の除去及び学校の教育効果の一層の向上が期待できる。

- 留意事項
 - ・関係児童生徒の保護者と事前に協議し、関係児童生徒のプライバシー保護について十分配慮する。

未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
 - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進きぜん
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
 - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
 - ・A F P Yなどの人間関係づくりのプログラムの活用
- 指導力向上のための校内研修・事例検討会の実施【「対教師暴力-3」参照】
 - ・県教委作成「学校危機対応演習資料」や事例等を活用した教職員研修の実施
- 学校環境の整備
 - ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどは学級崩壊の前兆→見付け次第復元

学級経営の工夫・改善

- 信頼関係の回復
 - ・児童生徒一人ひとりのよさや努力点等を見取り、褒め、学級活動に生かすなど、児童生徒が自信をもてる対応を積み重ねる。
 - ・児童生徒観の見直しや短所を長所に捉える（例：頑固→意志が強い）ような実践を工夫するとともに、実践内容を全教職員が共通理解できる場や時間を常時設定する。

学級集団の把握とは

- ・児童生徒一人ひとりの個性や特性の理解
- ・児童生徒が学級の中でどのような役割や立場にあるかなど、学級集団との関係の理解
- ・担任の実践を見ることがどのように受け止めているのかの理解

- 学習指導法の工夫・改善
 - ・問題解決的な学習や体験的な学習等を積極的に取り入れ、学習意欲の向上を図る。
 - ・小集団活動による児童生徒同士の人間関係の安定化を図る。
 - ・感受性や活動意欲を高めるため、教室環境を改善する。
- 道徳・特別活動の重視
 - ・周囲との協調性を高めるための活動を実践する。
 - ・自主的な活動の推進と学級全体の連帯感を高めるような活動を充実する。
- 「学級崩壊」を経験した一般児童生徒の心のケア

P T Aとの連携

- P T A主催による学級づくり研修会等の開催
 - ・学級崩壊を保護者と協力関係を進めるよい機会であると捉え、改善後も連携を継続する。

学級担任がいつでも相談できる校内の雰囲気づくり

- 学年団や管理職との間でいつでも話し合える人間関係の構築
 - ・教職員間での「声掛け運動」を実践する。

「一言」が子どもを変える影響力をもつ教師になるために

言ってはならないこんな「一言」！

子どもたちに対し、下記のような「一言」は絶対に言ってはならない。それは言葉の暴力であり、教職員の「いじめ」であり、人格の全否定でもある。

教職員がこのような言葉を発したとき、子どもたちにとって、その先生は先生でなくなり、信頼関係は崩壊し、取り返しのつかない事態となる。

子どもたちの世界にだけ「いじめ」があるはずがない。子どもたちは、教職員の考え方や姿勢を映す鏡であることを忘れてはならない。

二度と学校へ来るな。
あきらめた方がいい、どうせ無理だよ。
なんだ、こんなことも分からないのか。
もうお前の面倒は見ない。
おい、これでも頑張ったのか。
もう手遅れだな。
お前には学校に来る資格なんかない。

お前は努力しても無駄だ。
お前って本当に何をやってもダメだな。
お前はいてもいなくても同じだ。
お前は頭が悪い、何だこれは。
お前の顔など見たくない。
親の顔が見たいもんだ。
どうせお前だろう。

<山口県教育委員会>

「一言が子どもを変える」教師の在り方10のポイント

どんな教師が子どもに「一言の大きな影響」を与えるのだろうか。子どもたち、父母たち、そして私が接してきた教師から私が感じてきたことを総括し、10のポイントとして整理してみた。

- ① 常日頃、温もりのあるやり取りがその子とできている。
その延長線上に「一言」がある。
- ② 「何かしてくれそうな先生」という期待感をもたれている。
期待の壺が子どもに用意されていると、こちらの「一言」も入りやすい。
- ③ 親近感をもって子どもと接し、自分から心を開いて話したり、対応しようとしている。
親近感を受け入れの心をやわらかくし、「一言」が染み込みやすい。
- ④ その子にとって意外なところにあたたかい眼差しを向けている。
意外な自分を発見してくれた驚きがこちらの「一言」に輝きを添える。
- ⑤ 子どもとのふれあいをより多くもとうと努力している。
多くのふれあいが心のキャッチボールとなり、「一言」を受け入れやすくなる。
- ⑥ 真剣さがあり、子どもの一生懸命や、誠実な行為に関心を寄せ、それをよく把握している。
認めてくれているという子どもの気持ち「一言」で伸びる力を引き出す。
- ⑦ 「私を思ってくれている、分かってくれている。」という思いをこちらに寄せている。
その思いがこちらから発した「一言」の栄養を最大限に吸収する。
- ⑧ 押しつけより、受け入れる姿勢がある。
こちらの受け入れの姿勢は子どもの「一言」の受け入れ姿勢を大いに促す。
- ⑨ 傾聴し、子どもの心を知ろうという意欲がある。
こちらの傾聴の姿勢に子どもも傾聴の姿勢で応えようとする。
- ⑩ 考え方が前向き、プラス思考で、心が開かれる思いがする。
それにより子どもも「一言」を自然と前向きに、プラス思考で受け止める。

「一言」だけが一人歩きできる力をもっているのではない。「一言」が大きな影響力を発揮するにはその土台に「良き相互の人間関係」がなくてはならない。「一言」が投げかけられたとき、受け手の側にその「一言」をしっかりと受け入れられる心の壺が用意されている必要がある。

<山田暁生 「子どもを変えた教師の一言」1997年>